

令和3年民生文教常任委員会会議録

1. 招集年月日 令和3年3月15日
2. 招集の場所 御嵩町役場第1委員会室
3. 開 会 令和3年3月15日 午前8時58分 委員長宣告
4. 付託された審査事項
 - 議案第8号 令和3年度御嵩町一般会計予算について
 - 議案第9号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について
 - 議案第10号 令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 議案第11号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計予算について

議事日程

令和3年3月15日（月曜日） 午前8時58分 開議

- 1 委員長挨拶
 - 2 町長挨拶
 - 3 付託事件の審査及び採決について（総務建設産業常任委員会付託の所管分を含む）
 - （学校教育課）
 - ①議案第8号 令和3年度御嵩町一般会計予算について
 - （生涯学習課）
 - ①議案第8号 令和3年度御嵩町一般会計予算について
 - （住民環境課）
 - ①議案第8号 令和3年度御嵩町一般会計予算について
 - （福祉課）
 - ①議案第8号 令和3年度御嵩町一般会計予算について
 - （保険長寿課）
 - ①議案第8号 令和3年度御嵩町一般会計予算について
 - ②議案第9号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について
 - ③議案第10号 令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について
 - ④議案第11号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計予算について
 - 4 その他
-

出席委員（5名）

委員長	安藤雅子	副委員長	岡本隆子
委員	高山由行	委員	谷口鈴男
委員	福井俊雄		

欠席委員

委員 安藤信治

傍聴者

山田儀雄 大沢まり子 奥村 悟 清水亮太

説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡 邊 公 夫	副 町 長	寺 本 公 行
教 育 長	高 木 俊 朗	民 生 部 長	加 藤 暢 彦
住 民 環 境 課 長	石 原 昭 治	住 民 環 境 課 ふれあい住 民 係 長	可 児 剛 彦
住 民 環 境 課 環 境 整 備 係 長	田 中 成 人	保 險 長 寿 課 長	大 久 保 嘉 博
保 險 長 寿 課 介 護 保 險 係 長	福 井 章 隆	保 險 長 寿 課 国 保 年 金 係 長	福 田 康 孝
福 祉 課 長	小 木 曾 昌 文	福 祉 課 社 会 福 祉 係 長	瀨 瀨 泰 浩
福 祉 課 児 童 福 祉 係 長	荻 曾 弘 太 郎	福 祉 課 保 健 予 防 係 長	秋 田 弥 生
教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長	山 田 徹	学 校 教 育 課 学 校 教 育 係 長	丸 山 浩 史
学 校 給 食 セ ン タ ー 業 務 係 長	奥 村 光 良	生 涯 学 習 課 長	古 川 孝
生 涯 学 習 課 生 涯 学 習 係 長 (課 長 兼 務)	古 川 孝	生 涯 学 習 課 ス ポ ー ツ 振 興 係 長	小 池 誠 治
生 涯 学 習 課 文 化 振 興 係 長	栗 谷 本 真		

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	中 村 治 彦	議 会 事 務 局 書 記	大 脇 敬 之
-------------	---------	------------------	---------

委員長（安藤雅子君）

おはようございます。

定刻より少し早いのですが、全員そろっておりますので始めていきたいと思えます。

3月に入り暖かい日が増えて、春がどんどん進んでいるように感じています。我が家のコブシも咲き始めたと思ったら、あっという間に満開になってしまいましたけれども、桜も例年より早いという開花予想が出ています。

今年の卒業式、入学式も昨年同様、コロナに対応した形で行われる模様ですが、子供たちの記憶に残るような、そんな式になるようにと考えながら一生懸命工夫をしてくださっています。子供たちにとっても大事な行事が無事体験できるように、式典が送れるように一日も早く日常に戻るようにと願っております。

では、ただいまの出席委員は5名で、定員数に達しています。これより民生文教常任委員会を開会します。

なお、安藤信治委員は、本委員会に欠席する旨の提出がありましたので、報告をいたします。町長より挨拶をお願いします。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

今日は本当にすごく朝冷えているというふうに思います。

金曜日に至っては、35人目の感染者が発症をしまして、20代の男性ということですが、ここ2日ばかりいろんな方と話をしていると、その20代の男性は、どうも濃厚接触者が多いという話を聞いておりますので、感染が拡大しなければいいがなということで、ちょっと心配をしているところでありますけれど、人のうわさですので、どうなるか分かりませんが、この数日間はちょっと気をつけなきゃいけないなというふうに思います。

もともと御嵩町は周辺環境が悪い中、何とか持ちこたえているという感じです。10万人当たりの感染者数からいくと、岐阜県内でも真ん中よりやや下という状況を維持していますので、本当に町民が頑張ってくれているということを思っているところですが、行政としてはお願いすることしかできませんので、マスク着用であるとか、今年の今頃に言ってきたことをそのまま続けていただくということしかないなというふうに思っています。

ワクチンの接種も医療従事者の方は進んではいますが、実際に町民のほうに届くのはなかなか確定した数が分からないというようなこともあります。実は、第1号で岐阜市が始めるんですけど、1箱で約500人分、実際は1,000人分ぐらいあるんですけど、2回打たなきゃいけないので、500人分ぐらいしかない、487人分しかない、これで2箱。これが岐阜県

に2箱来るというはずだったんですけど、例えば我々に20人分もらっても、誰にするんだということになってしまうので、市町村で話し合っ、まず大きい感染者の多いところでやってもらおうということで、あまりがつつととしても仕方がない。30人、40人打ったところで、なかなか皆さんも安心はしていただけないでしょうから、辞退したと、町村はそういう立場で結論を出しました。

あとは、大規模の自治体にしかお配りしていない。そういう次元でしか分かっていないということですので、河野大臣は6月末までに高齢者全員に打てるものを確保したということはおっしゃっているんですけど、これも正式に県から町へ伝わってきている話ではないということで、今後ワクチンの入手というものがいかに早くなっていくかということに期待しているばかりです。

土曜日にワクチン接種のお願いを医師会のほうに出席をしてきました。可児市の市長さん、挨拶とお願いしただけの話でして、それ以降は人材確保等、いろいろ入手できると思われる時期、相談とかいろいろしてきたという形で、アナフィラキシー対応などもどうなんだということも十分に可児医師会のほうで話し合っ、若い人たちも含めてのワクチン接種となれば、多分今年1年かかるだろうというふうに思っていますけれど、なかなかアフターコロナにはならないなというのが実直な感想です。

とにかく感染しないように、一人一人がどれだけ気を遣っていくかということだと思いますので、状況が国の緊急事態宣言を脱したとしても、同じ生活をしていくということであれば、ほぼ感染はあまりしないというようなことが分かってきましたので、そうした基本中の基本を守っていくということだと思いますので、皆さんにもリタイアされないように、ぜひ頑張っ、一層気をつけていただきたいと思います。

今日は、民生文教所管の当初予算についての審査をいたすわけですので、よろしくお願いたします。

委員長（安藤雅子君）

ありがとうございました。

それでは、去る3月11日の本会議において当委員会に付託された案件につきまして、それぞれ審査及び採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

なお、委員及び職員の皆様には質疑等発言を行うときは、挙手をもってお願いします。

それでは、ただいまから審査を行います。

審査は、さきの委員会協議会及び本会議で説明を受けていますが、執行部から補足説明があれば行っていただき、補足説明がなければ質疑から行いたいと思います。

最初に、学校教育課関係について行います。

議案第8号 令和3年度御嵩町一般会計予算について審査を行います。

補足説明があればお願いします。

教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

学校教育課の補足説明はございません。よろしくお願いします。

委員長（安藤雅子君）

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

委員（福井俊雄君）

今日は、ちょっと声がこんな状況なので聞きづらいかもしれませんが、よろしくお願いします。

主要施策の35ページのGIGAスクール構想なんですけど、タブレットは2月に完了ということなんですけれども、これは共和中学も同じく買ってもらって、それとタブレットの台数が実は足りないというところが聞こえてくるんですけれども、伏見小学校なんかは今度入ってくる1年生の数が出られる6年生よりも多いので、そこら辺の対応をどうされているのかというのと、またマンパワーというか、これの生かし方ね。情報環境基盤を活用してと書いてあるんですけど、この情報環境基盤の具体的な説明をしてください。よろしくお願いいたします。

学校教育課学校教育係長（丸山浩史君）

福井委員の質問にお答えいたします。

まず、共和中学校についてということです。完了が全部そろるかという、共和中学校についても全て購入しております。現在、使える状態になってございます。

それから、パソコン台数が生徒1人1台にまだ現状はなっておりません。本年度1,249台、当初パソコン教室にも同様のタブレットがございまして、そちらを流用というか、GIGA端末用に使おうというようなことで、その分を差し引いての購入をしております。ただ、配線工事等やって使っていく業者との打合せの中で、ネットワークの環境というのが100メガの体制でした。急遽それを1ギガにしないとフリーズしてしまうということで、急遽1ギガに各学校から抜く工事を追加で行ってございます。したがって、今の環境ではパソコン教室のタブレットがそのまま使えないということが分かってまいりました。

したがって、今現状としましては、各学校、低学年は当面共用で使っていこうということでスタートしてございます。今後におきまして、パソコン教室に約200台分ありますが、そちらについては設定変更、それからソフトウェアのインストールが必要になってきます。等々の予算措置も必要になってくるものと考えておりますので、そちらのほうも設定変更をしながら

らということを検討しているところでございます。以上でございます。

委員長（安藤雅子君）

ほかに質問ありませんか。

委員（谷口鈴男君）

今の関連ですが、いろんな設備投資をして、体制を組んで、これはある程度金をかければできることですね、時間的にも。要は、もう一点あったのがマンパワー、いわゆる指導体制、それから運用体制、こういうものがきちっと対応していけるかどうかというのは、若干我々も心配をしておるんですけど、その辺のところの技術者の確保、先生方の研修であるとか、そういうものを含めて対応していけるかどうか、その辺のところを確認ですが、これは。

学校教育課学校教育係長（丸山浩史君）

谷口委員の御質問にお答えいたします。

現在、やっと使いかけられるようになったと。学校の先生方もタブレットとかオンライン授業の能力というか、やっぱり高齢な先生もおりますし、レベルというのはまちまちでございます。

導入業者により、今年度各校1回ずつの研修を今現在やっているところです。それから、来年度に向けては、複数回の研修を検討しているところです。

もう一つ、マンパワー不足ですけど、やっぱりICTの専門家、トラブル等々が出てくる場合がございますので、今年度、主要施策の概要にもございます小・中学校ICT支援業務委託料というものでございますが、こちらは補助事業でございます、これを活用してICTの専門家、導入業者のスタッフの技術者によるヘルプデスク、それから学校巡回も検討しているところです。これから打合せをして詰めていくところですが、トラブル対策、それから設定変更とか、各種ソフトウェアのちょこっとしたインストールとか、いろんな業務が出てきますので、そういったところを委託しようと、これから打合せをして契約していこうということで、令和3年度は、まずは先生方と学校の児童・生徒にしっかりと使っていただく環境を構築するために、令和3年度の予算に盛り込ませていただいたというところでございます。

教育長（高木俊朗君）

谷口委員の御心配は、本当にそのとおりであると思っております。金をかけましたけれども、それを使いこなせるかどうか、これにかかっているわけですね。

今、係長から説明していただいたのは、金をかけてきちっと対応していくという形でありませうけれども、実際に本年度から伏見小学校をICT情報教育のモデル校として、また県、文科省のほうからも最先端技術を教育に効果的に活用する事業の指定校として、他校より先んじて先生方ともに子供が本当に個別最適化になるようにとか、プログラム教育とか、先生方が、あ

あ、これを使うと楽なんやなあど、面白いなあと思っていただけるような形での研修に努めていて、それを各学校の先生方にも見に来ていただいているところであります。来年は、講評会としてやりたいので、ぜひ町長さんをはじめ議員の皆さん方にも伏見小学校での取組を見ていただきたいなあということを思います。そういうのを見ることによって、他の学校の先生方も、こんなふうに使えば楽なんやなあど、子供も面白がってやるなあという形で、自然な使い方ができるように。使い方が分からないから困って使わないという先生も確かにいますので、そういう人たちを気楽に、使うと楽やなあという気持ちになれるようにやっているところですし、やっていかないと宝の持ち腐れになってしまうわけです。皆様方の思いと同じようなことで、教育委員会も頑張っているところでございます。

来年、いろんな形で見ていただきたいなあということは思っております。よろしく願いいたします。

委員長（安藤雅子君）

ほかにありませんか。

[挙手する者なし]

じゃあ、私からも一つ、今のGIGAスクール構想の話ですが、子供たちは基本的には1人に1台、将来的にはタブレットを持たせるということでしたけれども、教室なんかには電子黒板というようなものも考えられるかと思うんですが、タブレットと結んで電子黒板に映し出して授業を進めていくことで、子供たちの能力が上がったり、個人個人の進捗をつかみやすくなったりするというのをよく聞いておりますけれども、電子黒板というのは、今各学校でどれぐらい入っていて、これから先、それに代わるものがまだあるのかということと、これから先どういうふうを考えていくのかという辺りをお聞かせください。

学校教育課学校教育係長（丸山浩史君）

御質問にお答えをいたします。

電子黒板というのは高価な備品ということでございます。今後において、教育委員会としても検討をしていきたいと考えてはおります。今現状ですと、令和2年度において、コロナ対策として学校保健特別対策事業補助金というものを活用した各学校の裁量で備品購入、消耗品を補助事業を受けて買ってもらうというものを行っております。その中で、上之郷中学校におきまして電子黒板を2台購入しております。それから、電子黒板に代わるものということで、大規模校は台数が欲しいというようなことで、大型モニターを設置した学校もございます。現状としてはそんなところかなあと思っております。

令和3年度につきましては、さきに申し上げましたとおり、まずは使っていただく環境を学校の先生のレベルアップをまずは考えて、ICT支援業務など、学校でタブレットを使いこな

していただくことを最優先とした予算とさせていただいております。その次の段階になろうかと思いますが、予算的なところが認められればというところもありますけれども、検討をしていかなきゃいけないのかなというところは考えております。以上でございます。

委員長（安藤雅子君）

ほかに質問はありませんか。

副委員長（岡本隆子君）

事業別の 21 ページの上から 3 行目のところで、補助教員等会計年度任用職員というところの枠外のところですが、外国語指導員というのがありますけれども、これは外国語のブラジルの方だとかフィリピンの方たちの通訳といいますか、そういう事業なんですか。その事業がどこに入っているか分からなかったんですけど、ポルトガル語は派遣の先生が来ていらっしゃるようですが、タガログ語のほうの方が十分でないというふうに聞いていますけれども、その辺のところはどういうふうになっているのか教えてください。ちょっと予算上は分からなかったもので、すみません。

教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

先ほど言われました 21 ページでございます外国語指導助手派遣手数料というのは A L T の関係でございます。ですので、これは予算書の 95 ページの事務局費の役務費、ちょうど真ん中の辺りの 11 の役務費の中の手数料 1,098 万 5,000 円、この中に含まれておる 1,080 万円でございます。

先ほど言われました外国語児童のための日本語指導については、県から派遣で定期的にそういった支援員は来ていただいております。あと、補助教員のほうもそういった子供たちには手厚くといいますか、注意をして学業が遅れないようにというようなことで。

ただ、日本語を優先するというんじゃなくて、外国語でできればいいんですけれども、なかなかそこまではいきませんので、できるだけ子供たちに日本語に慣れていただくというか、日本語の中でもまれて育てていただくような体制でやっております。手厚く手厚くということは、おっしゃるように分かりますけれども、なかなか満足いくところまではいっていませんが、多様なところからそういったフォローをしていきたいというような考えでおりますので、よろしくお願いいたします。

副委員長（岡本隆子君）

手厚く、そういうレベルではないと思うんですけども、ポルトガル語の方は、まだ県の方がいらっしゃるんですが、タガログ語のほうも県職員の方って来てくださっているんでしょうか。

教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

実際のところは、今のところないということを聞いています。

副委員長（岡本隆子君）

人数的にはタガログ語の方とポルトガル語の方って、タガログ語の方も結構いらっしゃると思うんですが、県に対して何か要望していくとか、そういったことはされていますでしょうか。

教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

要望はしております。

委員長（安藤雅子君）

ほかに質問ありませんか。

副委員長（岡本隆子君）

もう一点、スクールカウンセラーですけれども、210万1,000円出ていますが、これ前のときに結構スクールカウンセラー、どの時間もいっぱいだったというふうに聞いていますけれども、このコロナでそういったカウンセリングを受ける生徒も増えてきているのか、今どういう状態なのか。場合によってはもっとスクールカウンセラーを増やさなきゃいけないぐらいという状況ではなかったかなあと思うんですが、その辺り、スクールカウンセラーの状況はどのようでしょうか。

教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

ただいまの御指摘にございました21ページの下から3段目のスクールカウンセラーのところのことだと思いますけど、これはオアシス教室へのスクールカウンセラーの方ということで、定期的に来ていただいて相談業務を行っていただいておりますというような形でございますので、よろしく願いいたします。

教育長（高木俊朗君）

これは町が雇っているスクールカウンセラーですね。毎週火曜日に来ていただいて対応していますが、県のほうから各学校ごとにスクールカウンセラーを派遣していただいております。実際にそういう方のほうが多いです、相談回数が。それはそうですよね。例えば、向陽中学校、御嵩小学校区でしたら年間35回ぐらいありますけれども、来ていただいて、担当者が割り振りをしているんですね。この相談は県の、この相談は町の、この相談は、教育相談員というのがありますので、そっちでやってもらうと。上之郷中学校のほうにも小学校と同等で入ってきていただいておりますので、今のところ分担しながら教育相談についてはきちっと対応しているということを確認しておりますが。

委員（高山由行君）

私のほうは、施設の老朽化の件、多分毎年聞いておるとは思いますけど、副町長か町長にお答えいただきたいんですけど、予算編成の考え方ですね。例えば、老朽化、今年もいろいろと悪

くなったところを修繕費という項目で見てもおられますけど、私のほうから言わせたら、御嵩町の建物は確かに汚い。それは正直なところですよ。教育関係の建物も廃れておるところもありますし、いつも私は仕事柄気になりますけど、予算編成のときに、いろいろと悪くなったところは当然素人さんが見ても気がつきます。それで、毎年の本当の建築のプロとか、その職業のプロとかという方に見てもらっておられるのか、素人さんが、学校の先生や教育機関のところにおられる方が悪くなったのを上げて、その修繕をやるのか、インフラ整備も全てにこれは関わってきますけど、その考え方です。悪くなったところから予算が上がってくるのか。

例えば私から言わせてもらえば、屋上へ上がると防水がありますよね。防水というのは、例えばこの中に水がたまっておると、雨が漏る前に、もう全て発見できるわけです。だけど、素人さんだと、雨が漏ってきて中のものも悪くなってからしか発見できないわけです。そうになると、防水も直さなアカンし、天井もくりぬいて、伏見小学校が悪くて漏れて、天井もみんな悪くなって、ああいうやつを見ておると、そういうことをやる人がおられるのか、その前にやらなアカンのか、少々のお金がかかる、伏見小学校の大規模改修にもお金を使われるのは分かっておりますが、そこら辺の予算組みの考え方ですね。個人的には、もう少し予算をつけてほしいなあという思いはありますが、大きな予算を使わなアカンというのも分かっておりますので、辛抱してよということも言っておられると思いますが、プロに毎年見てもらおうという考え方はないでしょうかね、そこら辺。

副町長（寺本公行君）

現状は、修繕のプロに見てもらって予算ということはしていません。そういうのも一つの方法だとは思いますが、あとは今までどおり職員に確認を取ってもらいたいと思います。

担当課からいろいろ予算要求、施設修繕、上がってきます。教育委員会に限らずどの課もそうですけれども、まず予算にかける前に、向こう3年間の導入計画を決めますので、そこでもんでいきますので、そこで事業を認可できないと予算要求できないという流れにしています。当然チェックをかけているんですね。庁舎もありますし、伏見小学校もです。議長の言われるとおりなんですけれども、その中でも、壊れるものは壊れていきますので、当然予算をやっていかないけないと思いますけど、ある程度レベルをつけてはやっておりますけれども、現状どうしても総額の予算の中で対応してくれと言わざるを得ないという状況ですので、ただ、雨漏りとか児童・生徒の危険なもの、古くなってきたようなものは、それは早急にやるようにとは私は思っております、昔から。ただ、見栄えが悪いのは、若干我慢していただきたいなどは思っています。そんなような考えで予算編成しておりますので、お願いいたします。

委員（高山由行君）

それ以上は結構です。

町長（渡邊公夫君）

今、高山委員のおっしゃることは非常によく分かっていて、素人たちが見て、現象が出てから大体これくらいということはあるんですけども、町は必ず専門家というと、金のかかる専門家を連れてきてやろうとするもので、なかなかそれができないということです。御嵩町内には建築に詳しいというか、本当にそれをなりわいにしている人がいっぱいいますので、学校というのは地域でつくるものですから、そういう方々に1日幾らというような形で、ちょっと総点検してもらおうというようなことのほうがむしろ効果が上がるんじゃないかというふうに思っています。

くしくも雨漏り対策で千万円単位の金をかけて判定をやるものですから、全般的違いですので、最後は300万円で予算をつくる時に当時の参事と教育長に、これで止まらんかったら、おまえら腹切れよと、貧乏人の金失いということを言いました。毎年毎年数十万、数百万円というものを使っていたので、これが最後だからなということをした結果、大改装という羽目になってしまった。本来、雨漏れを止まらせたという自信があれば、多分部屋の中の天井とか変えてワンセットでやればいいだけのこと。多分、自信も持たずにこれでよしというのが言われたんだと思います。だとしたら、もうちょっと信頼性の高い方に相談をしてということが一番手っ取り早いんじゃないかなというふうに思っています。

これは行政手続上、どういう形に決めをつくるのかということで、ちょっと真剣に取り組んで今後やっていきたいと。そんなグループみたいなものができれば、町内の人たちで十分ですので、安く見てもらえるということはお願ひしていけるような制度づくりをしていきたいというふうに思います。頑張りたいというふうに思います。

委員長（安藤雅子君）

ほかに質問はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

なお、議案第8号 令和3年度御嵩町一般会計予算についての討論及び採決は、各課の一般会計予算の質疑が全て終了した後に行いますので、よろしくお願ひします。

以上で学校教育課関係が終わります。

次に、生涯学習課関係について行います。

議案第8号 令和3年度御嵩町一般会計予算について審査を行います。

補足説明があればお願ひします。

生涯学習課長（古川 孝君）

おはようございます。

生涯学習課のほうから補足説明等はございませんので、よろしくお願いたします。

委員長（安藤雅子君）

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

まず、私から1つ、主要施策 40 ページのところですが、社会体育の振興事業のところですか。新規が一番下ですが、町のレクリエーション協会補助金というのが上がってきております。たしかレクリエーション協会というのは、御嵩町内ではまだ今までなかったように私は思っているんですが、レクリエーション協会というのが新たにできたのか。そして、その事業内容というのは、軽スポーツなんかも入るんじゃないかなと思いますが、軽スポーツというのはスポーツ推進委員が今まで担当していたということもあって、レクリエーション協会とスポーツ推進委員というのはどんな関係性になってくるのかという辺り。あと、体育協会はどうするのか。スポーツ推進委員はたしか体育協会の掛け持ちだったかなと思うんですが、その辺をお願いします。

生涯学習課スポーツ振興係長（小池誠治君）

ただいまの安藤委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず第1点の質問ですが、町のレクリエーション協会ができたかどうかということでございますが、まず、町のレクリエーション協会が令和2年4月1日に御嵩町で発足いたしました。こちらの目的としましては、岐阜県がねりんピック開催に向けまして、県レクリエーション協会を中心とした県民の健康長寿につなげることを目的としたミナレク運動というものを展開してございます。そのため、県内全ての市町村に協会の設立を岐阜県のレクリエーション協会が目指しておりまして、当時お話があったときに、4市町村だけが設立をしていなかったということで、その中の一つが御嵩町が入っておりました。そこで、県の強い要望により、設立をしてくれというお話がございまして、いろいろ協議した結果、町のレクリエーション協会というものを設立することに至りました。

この補助金の内訳でございますが、県のレクリエーション協会への負担金と事業費になっております。

2点目の質問ですが、レクリエーションはスポーツ推進委員が担当なのではないかという御質問ですが、スポーツ推進委員さんとレクリエーション協会さんとは役割が異なります。スポーツ推進委員さんは、スポーツ基本法というものに設置することができるとうたってありま

して、それに基づきまして教育委員会ではスポーツ推進委員の設置の規則というものをつくっております。その規則の中にスポーツ推進委員の役割としてお願いしているのが、町民に対するスポーツ全般の普及またはスポーツ団体、その他の団体さんの依頼を受けたときに、スポーツの協力を行うということが書いてございます。スポーツ推進委員さんは軽スポーツだけに特化せず、スポーツ全般を町民の方に普及していただくという役割がでございます。

そのため、レクリエーションはスポーツ推進委員の役割ではないかという質問はまさにそのとおりですが、スポーツ全体の普及を担っていただくのがスポーツ推進委員の役割としております。以上でございます。

教育長（高木俊朗君）

この御嵩町のレクリエーション協会の設立に当たりましては、ずっと担当しておりましたので、きちっとお答えしたいなということを思います。

一昨年度になりますけれども、ねんりんピック開催、そして会場が御嵩町でやるということで、全ての市町村にスポーツ・レクリエーション協会を設立してくれと、これは県知事のほうからも強い要望がありまして、早速大体のところは設立したんですけれども、うちは可児市と合同でどうやという話がありまして、しかし可児市との協議の上で、それはいろいろと困難やろうと、やっていく上で。じゃあということで、うちが代案で出したのは、将来的に体育協会はスポーツ協会という名前になります、来年度ぐらいから。もう一つレクリエーション協会というのがあり、これを一体化した組織にしよう。スポーツ・レクリエーション協会というのを御嵩町でつくろうというふうで教育委員会のほうは主導で動きました。しかし、実際に体育協会のほうから代表を選んだりとか、そういった部分が不透明なところもあるので、やっぱり分離してほしいというお話でありましたもので、去年、本当に一生懸命やりまして、御嵩町レクリエーション協会を設立し、今のところ5団体を組織する形で、代表者5名の方が入られて、私が今のところは代表を務めているところであります。

しかし、体育協会と完全に分けてやっていくという形はしないでおこうということは話しました。例えば、4月の体育協会の大会には、レクリエーション協会の人たちも今までと同じように一緒に参加して頑張っていこうという、総会は開きたいということを思います。そのときにレクリエーション協会のほうもお話をするという形にはしていきたいという。

補助金については、これは県の上納金でございますので、その分だけを予算化させていただいて入れておきますが、生涯学習課としては、体育協会分に今まで出している補助金は今までと変わらずにそこへ出し、そこからレクリエーションの部会のほうにも金が配分される形でやっていきたいと。

基本的にはねんりんピックのためということで作ったものでありますけれども、将来的に

はまた合体していけるようにということは、本当は思っているところです。現在は、形として分離で出しているところですが、そういう変則的なところがありますので、御理解いただくのにちょっと申し訳ないあれだなということは思っておりますが、現在、設立して、運営して1年間になります。

先日、ディスクゴルフ大会、御嵩町の大会をりましたが、スポーツ・レクリエーション協会の人たちも手伝っていただいて、いわゆるレクリエーション協会主催という形ではやりましたが、そういう点では大会がスムーズに運営していましたので、協力体制もあるということで、一つ安心しました。来年の10月31日に行われるねりんピックは、いろんな形のお手伝いをいただきたいということでございます。

また、スポーツ推進委員さんについて、軽スポーツにもなっていくので、そちらのほうの指導はもちろんやっていただくように願っているところであります。

町長（渡邊公夫君）

基本的な方針を申し上げておきます。急場しのぎで申し訳ないですけど、ねりんピックの一つの種目としてディスクゴルフが御嵩町で開催されるということ。これは、レクリエーションというより、ねりんピックの基本的な姿勢というか思想みたいなことになると思いますが、どうもかみ合わない。新しい協会つくって引っこ抜いていく。それで、プレーヤーたち、会員とかいろんなものを総括していくというような方向が見えるので、私はどの補助金もそうですけれども、基本的には出さない。レクリエーション云々というのも基本的にはディスクゴルフが終わるまでの話で、今までのスポーツ協会のほうにきちんと統合した形で軽微なスポーツという判断をすればいいわけですので、そういう形でやっていきたい。どうもそういう意味では、各42市町村からどれだけ金を出していただくかというようなことを期待したところが非常に大きくあるので、これは筋が違うだろうと。スポーツのほうの軽微な部分のスポーツをされている部分については、きちんとやられているわけですから、横から手を入れていく必要はない。あと、スポーツ・文化倶楽部というものも御嵩町は設立していますので、それで十分フォローができていますので、秋のねりんピック終了まではお付き合いする相手だというふうには思っていますので、ここでの話ですけど。

可児市は積極的にこれをやっているなら、御嵩と可児市で一緒にやればいい話であって、そう無理やり新しい協会をつくってやっていくというほどのことでもないと思いますので、そうやって中心となっている方には、ちょっと厳しいと言っておきましたので、十分御嵩は説得は困難かなというのも十分感じておるといふふうに思います。

また、そのときになりましたら、皆さんにも説明をしたいというふうに思いますので、いろいろ何が起きているかということも議員の皆さんにも存じ上げていただきたいというふうに思

いますので、今後ともよろしくお願いします。

委員長（安藤雅子君）

ほかに。

委員（谷口鈴男君）

今の議論の延長になるのか、同じ議題になるのかよく分かりませんが、26 ページの保健体育総務費の中にスポーツ少年団育成補助金、これはスポーツ少年団の連絡協議会で、これもずっと伝統的に助成をしていただいて、単位団の育成に協力をしていただいております。この下の総合型クラブというのは、もともと総合型にというのは、単位団の活動はだんだん少なくなってきた。この頃の趣味の多様性も含めて、総合型に少しずつ変革をさせていこうということが起こってきたのがこの総合型クラブだと思うんですね。本来の総合型への移行というのはそこに違いがあったと思うんですが、それが組織的に違ってきておるといふ。この総合型クラブというのは、スポーツ・文化倶楽部を指すのか、それ以外に組織的にそういうものがあるのか。その辺をちょっと教えていただきたいですが。

生涯学習課スポーツ振興係長（小池誠治君）

ただいまの谷口委員の質問にお答えをいたします。

この総合型クラブ補助金につきましては、みたけスポーツ・文化倶楽部への補助金でございます。みたけスポーツ・文化倶楽部の補助金の内容といたしましては、クラブの教室の謝金がほぼ100%でございます。こちらの謝金にクラブが充てておる補助金でございます。

クラブに委託費を出してはおるんですが、この委託費はほぼクラブの職員の人件費に賄われておりまして、まだクラブが利益を上げてそれをサイクルで回して、経営を安定させるという動きがまだ完全に安定化されておりませんので、教育委員会としては、教育団体ということの考え方でクラブに補助金を出しておる状態でございます。以上でございます。

委員（谷口鈴男君）

スポーツ・文化倶楽部というのは、町の指定管理団体として町の事業の一端を運営してもらっておる、現在。こういう実態があるわけですね。それは、一般社団法人化して独立して自主運営はできるという形が基本になると、それが今の説明だと合わないんですけど、ということはこの団体、いわゆる総合型クラブ補助金というのは何となくあやふやな状態の中でしか支給されていないと思うんですが、その辺のところは大丈夫なんですか。

副町長（寺本公行君）

みたけスポーツ・文化倶楽部、指定管理者としての委託料も払っているし、片やこうやって補助金を出してどうかという、そういう指摘は前々から谷口委員から出ているということは重々承知しております。

指定管理者の更新のたびに、私も選考委員の一人として、経営状況も見ておりますので、100%完璧とは思いません。ちょっとおかしいというか、よくチェックしなければいけないあと、経理状況だけはつかんでおりますので、まずは指定管理者については人件費がほとんど出ていますので、人件費としての補助はこういう形で予算で30万円払って、この状態を今年度続けていって、再度見直しも含めて経営状況はしっかりと執行部としても見ていきたいと思っておりますので、御理解していただきたいと思っております。以上です。

委員長（安藤雅子君）

谷口委員、よろしかったですか。

ほかに。

副委員長（岡本隆子君）

主要施策の40ページの図書購入事業というところなんですが、図書の購入の選書の基準、それからもし決裁というものがあれば決裁の流れ、それからあと利用者からいろんなリクエストが上がっていると思いますが、そのリクエストの対応はどのようにしているのか、その点についてお伺いします。以上です。

生涯学習課文化振興係長（栗谷本 真君）

では、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

図書の選書の基準等は、中山道みたけ館のほうで選書基準というものがございます。いろいろ項目ございますが、時事に関するものですか、あとは郷土に関するもの、それから今利用者の方が読みたいと思ってみえるものなど、そういったものを総合的に判断して選書をしております。

また、リクエストの制度というものがございまして、こういった本を読みたいわということでリクエストをしていただければ、柔軟に対応するようにしております。

それから、決裁につきましては、当然館長決裁を受けて、この本を入れていいかどうかということも含めて判断をして、選書し、図書館に入れるという形を取っております。

副委員長（岡本隆子君）

館長決裁というのは、課長ですか。

生涯学習課文化振興係長（栗谷本 真君）

はい、課長が館長を兼務ということになっておりますので、課長ということになります。

副委員長（岡本隆子君）

ありがとうございました。

委員長（安藤雅子君）

ほかに御質問はありませんか。

委員（福井俊雄君）

予算書の103ページ、公民館の補助金ですけど、これは270万円ついていると思うんですけど、まだ決算が出ていないのであれなんですけど、コロナ禍で大分事業が行われなかったと思うんですけども、行われなかった予算はどうするのかということに関して御説明を、どうされるのかという件と、今後もコロナ禍が続くんですけども、事業をどうするのかというのは、各公民館で決められるのか、生涯学習課が指示されるのか、指針を出されるのか、その説明をしてください。お願いします。

生涯学習課長（古川 孝君）

ただいまの福井委員の御質問についてお答えいたします。

補助金のほうですけども、補助金の要綱に合わせまして、実績額がどうしても今年度は少なかったということもありまして、返還になる見込みです。

次年度以降につきましては、一応同じ予算額の予定です。

あと、事業の部分等につきましては、基本的には各公民館ごとの判断ということになります。生涯学習サイドとしましては、国や県等の指針に基づきまして、もしやるならこういうふうにやってくださいというようなことの情報提供はしますけれども、事業・計画等につきましては、公民館のほうで実施することになっております。よろしく願いいたします。

委員長（安藤雅子君）

よろしかったですか。

委員（福井俊雄君）

はい。

委員長（安藤雅子君）

ほかに質問ありませんか。

委員（高山由行君）

私も薬師様の修理委員会の委員ですので、そこら辺の組織的なことも、今年またコロナの中でも大変な1年を去年、過ごしてきました、今年もなかなか終息が見えない中で、組織のほうもいろいろと係長、頭を悩ませておると思います。いろんなことがまた今年始まるかなと思っておりますが、私のほうの質問は、この間、岡本委員がいろいろ役所のこれから公開とかどうしていくんだという話を聞かれておりましたが、今年は、今柱も何も建っていない状態の中で、皆さんに見ていただく機会は本当にできるのかどうか、未知の世界ですが、係としてそういうものを1年の予定の中に組み込んでやっていくのか、今年はどういう形を予定しておりますか。私個人的にも楽しみでありますので聞くわけですが、その中でもし何かあって、予算的なこと、上がってきていないので分かりませんが、また何かいろいろと仕掛けがもしあれば、途中で

補正でもかけてやるつもりがあるのか、そこら辺の意気込み等も併せて、ちょっと伺いたいと思います。

生涯学習課文化振興係長（栗谷本 真君）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

現場見学会のほうでございますが、令和元年度につきましては、大小 16 回ほど開催してまいりまして、1,400 人近くの方に現場のほうを見学していただくことができました。

しかしながら、令和 2 年度に関しましては、御承知のとおりコロナ禍の影響ということもございまして、町内の小学校 6 年生の子、それから中学校 3 年生の子に見学していただける、最低限そこだけはこのことで、現状 140 名ほどの生徒さんたちに今見ていただいておりますというのが現状になっております。

しかしながら、今週 17 日にNHKのほうでも解体キングダムで放送されますけれども、非常に願興寺の解体修理というのは注目されていますし、文化財修理という中でも非常に大きな事業となっておりますので、やはり公開という面では、多くの方に文化財のすばらしさと解体というのはこうやってやるんだということを知っていただくような取組というのは必要かなと担当としては考えております。

現在、毎月住職、それから設計業者、工事業者、町と 4 者で月に 1 回、月例会というのを行っております。この中で、新年度に関しましては、やはりコロナ禍という状況も見ながらではありますが、現場公開というものも積極的に行っていきたいということで、今調整を進めておる段階ですので、また状況を見ながら開催できる運びとなりましたら、周知していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（安藤雅子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で生涯学習課関係の質疑を終わります。お疲れさまでした。

続きまして、住民環境課関係について行います。

議案第 8 号 令和 3 年度御嵩町一般会計予算について審査を行います。

補足説明があればお願いします。

住民環境課長（石原昭治君）

補足説明はございません。

委員長（安藤雅子君）

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

副委員長（岡本隆子君）

予算説明書だとどこか分からなかったんですが、以前、ウッドチップパーの件について何回も質問してきたんですけども、これは令和3年度もこれの購入に対しての補助金は出される予定かということ、まずそれをお願いします。

住民環境課環境整備係長（田中成人君）

ただいまの御質問ですが、ウッドチップパーですが、このほかにも生活環境の補助金としまして、コンポストとか、同様に補助金は出して予算化されてきますので、よろしくをお願いします。

副委員長（岡本隆子君）

ウッドチップパーは、実際使ってみると、とても有効だとか有能な機械であって、購入する方がいらっしゃるというふうに聞いているんですが、購入する方がカインズでしたかね、可児市の工務店で買われる方もいらっしゃるんですね。そのときに、可児市と美濃加茂市の補助金申請の用紙はそこに置いてあるんだそうなんですが、御嵩町のは置いてなくて、御嵩町がこういう補助金が出るのを知らなかったということで、慌ててその場で町に電話して確認したという話を1件だけですけど聞いているので、せっかくそういう補助金を出されるのであれば、やはりふだんから周知とか、そういうのは「ほっとみたけ」とかでされていると思うんですけども、やっぱりその課題点があると思うので、そのポイントで実際にそれを買に来る人たちが、それが使いやすいよということ、その辺の配慮もしていただけたらありがたいかと思えますが、今町内には置いてあるんですか。町内の買えるようなところには補助金申請用紙が置いてあるんですか。

住民環境課環境整備係長（田中成人君）

町も今も置いてありません。

副委員長（岡本隆子君）

それでは、町内も近隣の町外もぜひそういったこともしていただけるとありがたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それからもう一点ですが、家電リサイクルについてもどこか分からなかったんですけど、家電リサイクル、当初、リサイクルを始めた頃は、公民館にどんなものでもといますか、リサイクル法で定められていないものは公民館に持って行っていいということになっていましたが、今は本当に小さなボックスで、その入り口から入るものしか駄目ということで、本当に限られたものしか入れられないということなんですけど、その辺、どうしてそういうふうになってい

たのか。今の家電リサイクルの現状はどういうふうなのか、その辺りの説明をお願いいたします。

住民環境課長（石原昭治君）

今年度から家電リサイクルのほう、公民館に置いてあるボックスのほうでは、入り口の箱のところしか入れられないと。それ以外のものについては回収しないというふうにさせていただいたと。私も詳しくはあれなんですけれども、処理方法が前は大きいこともあったんですけれども、こちらのほうを四角の箱の中の小さいものに限らせてもらうというふうで変更があったということでこうなっております。その辺の理由みたいなものは、私どもも把握はしておりません。

副委員長（岡本隆子君）

いろんな方からその辺りがとても不便になったということをお伺いしているんですが、実際、これは令和2年度からですね。今は本当に小さい入り口ですが、このことで現状として何か不法投棄が増えたとか、そういった報告はないでしょうか。

住民環境課環境整備係長（田中成人君）

このことで不法投棄が増えたという話は聞いておりませんので、お願いします。

委員長（安藤雅子君）

ほかに質問ありませんか。

委員（福井俊雄君）

昨年聞いたんですけど、自治会長の報償金、コロナでほとんど活動をされていないのでいいと思うんですけど、1年間で何か動きがあったのかどうかというのが1点と、新自治会長さん、このコロナで、いつもだったらまとめて集まって説明をされると思うんですけども、聞いた話では、今回されないということなんですけれども、新しい方ですから、よく分からない方が多いと思うんですけども、彼らに対してどのように周知やいろんなことをさせていかれるのかなという2点お伺いいたします。

住民環境課ふれあい住民係長（可児剛彦君）

まず、自治会長の報償費ということなんですけれども、自治会長の報償費につきましては、年間で1万2,000円という形で基本、お支払いさせていただいています。

こちらは基本的には役場と自治会の連絡をするということの名目ですね。自治会長会に出させていただいたり、何か通知の文書で連絡をさせていただく、そういった名目で出させていただいているものなので、こちらのほうは例年どおりということでやらせていただいております。

2点目ですけれども、こちら会議のほうですが、新自治会長さんにつきましては、4月の初めの週に地区の自治会のほうで自治会長会ということで、地区ごとに自治会長に集まっていた

だいて、お話をさせていただいております。こちらのほうは、地区の役員決めとか、そういったこともありますので、開催のほうをさせていただいて、御説明をさせていただくということにしております。全町の自治会長会につきましては、4月20日の予定をしておるんですけども、こちらのほうにつきましては、新型コロナウイルス感染症の対策のほうで、人数が自治会長さんだけでも68名になりますので、なかなか今の感染症対策の収容人数の50%等々、そういったものを鑑みると、なかなかそこで入れる会場がないということなので、このウイルス対策のほうのものがどうなるかによって開催できるかどうかというふうなところに今現状なっておりますので、感染症対策のほうが変わってくれば、開催するべきかなというふうには思っております。以上です。

委員（高山由行君）

主要施策の17ページの上段のマイナンバーカードの交付事業ですけど、国のほうからお金を出して、やれというんでやっておるといような感じに見えます、実際は。御嵩町もあまり皆さんマイナンバーカードを持っていないという状況の中で、私たちも議員として、例えば町民の方に聞かれたときに、一体全体何が便利なのと聞かれたときに明確に答えられるあれが、実際は私自身はすぐ取りましたけど、特に使った場面もないですし、これから保険証の代わりになるとか、そういうことをいろいろ言われていますけど、そういうのも周知するようなあれを皆さんにこれからやっていくと思いますけど、実際、私たちが町民の方たちに説明するときに、何が便利になると、ポイントはどこなんですか。ちょっとあれば。

住民環境課ふれあい住民係長（可児剛彦君）

今の御質問に答えさせていただきます。

マイナンバーカード、実際何がメリットかというところになりますと、本来ですとマイナンバーカードを持ってみえる方に、運転免許証とかを持ってみえない方であれば、身分証として使えるよというふうな御説明をさせていただいているんですけども、現状マイナンバーカードを取得されて、何かに今すぐ使えるかというところ、今のところあまりないというところで、今はマイナポイントというところで勧めているところでございます。

今後、先ほど委員がおっしゃられたように、保険証と連携させるとか、今国のほうでもコンビニで住民票とかを取れるということもやっておりますが、まだ御嵩町は対応できていないので、普及率、コストの面、そういったものも考えないといけないところはありますけれども、そういったものも含めて普及のほうをしていただけるようなメリットをつくっていただければというふう考えております。以上です。

町長（渡邊公夫君）

多分、将来的には免許証とか保険証とか、そういうものの代わりというか、集約したものに

なっていくだろうと思うんですが、今一番いいなと思っているのは、災害発生時に、例えば義援金なんか来てもなかなか配られないですけど、マイナンバーカードがあれば本人のチェックというのが簡単ですので、多分、そういう方々に早く行き渡るとか、食料なんかもそうだと思いますけれど、私は非常時に本人の確認ができるということが、今想像するとそれが一番使い道があるのかなというふうに思います。

非常時ですので、いろんなことが遅れてはきますけれども、こういうツールがあれば一刻も早くということもできないわけじゃないと思いますので、こういうものはあまり使わないのが一番いいことでもあるので、お守りのようなつもりで私自身は思っていますので、そのような解釈をしていただいて、今なら4月30日までに申し込んでいただければ5,000ポイントもらえますので、そこに魅力を感じてもいいですから、ぜひ作っていただけたらというふうに思います。

委員長（安藤雅子君）

ありがとうございました。

私のほうから、現在、交付申請書というのが総務省から各個人宛てに作ってない方のところには送られてきているわけですけども、こういうのが送られてくることによって、交付申込みの状況は送られるようになってから変わってきているのかなというのと、それから国のほうから目標値みたいな、これぐらいのパーセント進めてくださいというようなことが来ているか、それはどれぐらい町はできているのかという辺りを教えてください。

住民環境課ふれあい住民係長（可児剛彦君）

まず、御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、交付申請書の送付でどれだけ増加があるかというところなんですけど、実際に数字としてつかんでいるわけではございませんが、実際窓口にも交付申請書を持ってマイナンバーカードを作りたいという方の方が多いものから、一定程度効果があるというふうに認識しております。

2点目につきまして、目標値というところなんですけれども、国のほうでは、令和4年度末までにほぼほぼ全員がマイナンバーカードを取得しているというのを目標に掲げています。御嵩町では、2月末現在ですけども23%程度ですので、かなり目標数値は下回っているところなんです。令和4年度末に全員というのはなかなか難しい数字ではあると思いますけれども、その数字に向かって町も努力していかないといけないというふうに認識しております。以上です。

委員長（安藤雅子君）

ありがとうございます。

ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で住民環境課関係を終わります。お疲れさまでした。

次に、福祉課関係について行います。

議案第8号 令和3年度御嵩町一般会計予算について審査を行います。

補足説明がありましたらお願いします。

福祉課長（小木曾昌文君）

それでは、福祉課から説明をさせていただきます。

補足説明ということで、予算書の62ページをお開きください。

目の児童福祉総務費の欄になるんですが、その中の19の扶助費のところを見ていただきますと、遺児手当と児童手当と2項目記載があります。今年度まではここに母子世帯水道料金助成金という項目がありました。令和2年度予算で39万3,000円ぐらい、令和元年度決算で18万2,000円ほどが掲げておりました。この母子世帯水道料金助成金につきましては、令和3年度に見直しの中で廃止をしたいということで削っておるものであります。

この制度につきましては、18歳未満の方を扶養している母子のみの非課税世帯を対象としておりました。水道料金の基本料金を減免するものであります。年間で1万3,000円程度であります。町単独事業であります。対象と思われる方につきましては個別に通知をしていっておるものでございます。対象者が、令和元年度を見ますと38世帯中16世帯という状況で、半分以下の申請であります。この申請件数につきましては、年々減少傾向にあるものであります。ちなみに平成28年度が25件ありまして、それから比べるとかなり減ってきておるという状況であります。

背景を分析しますと、この制度自体が昭和53年度、40年以上前の制度であります。ほかの状況を見ますと、県内では生活困窮という位置づけの中で5市町村が水道料金の助成を出しているという中で、母子というくくりは御嵩町だけであります。要は母子世帯に関わらず独り親だとか、生活困窮というくくりの中で、いろんな制度が確立してきている状況にあります。児童扶養手当だとか、就学支援奨励金給付だとか、昨年度始まりました教育・保育無償化など、いろんな制度が出てきた中で、ほかの制度とかなり重複しているところがあります。その中で、申請者の方の優先順位をつける中で申請が低くなってきているのではないかなというふうに思っておるところであります。

御嵩町としましても、横断的あるいは総体的に制度を見ていくことも大事な点というふう

に考えておる中で、財源は当然ながら事業内容についてもマンパワーについても優先順位をつけさせていただきたいというふうに考えておりました、削るものであります。

この点につきましては、対象者についてはもう事前になるような通知は出しておるところであります。

今後につきましては、今話で言われておりますコロナ禍において、独り親世帯の臨時給付金、これは2回やってありますが、来年度も両親共々の中でもやっていくような方向もありますし、御嵩町独自の制度、例えば遺児手当もありますし、応援特別給付金もやっていくところの中で、全体を横断的に見直す中で、ここは来年度削らせていただくという方向で出させていただきますので、よろしく願いいたします。以上であります。

委員長（安藤雅子君）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

副委員長（岡本隆子君）

主要施策の26ページの産婦健康診査事業、これは新事業で115万円ということが出ていますけれども、これは具体的に町内には産科がないわけですが、どこの病院でもいいのか、申請をしなきゃいけないのか、どういうふうな制度になっているのかという点を教えてください。

福祉課保健予防係長（秋田弥生君）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

この事業に関しましては、まず県内の産婦人科さんのほうで受けていただける制度となっております。母子手帳を取りに見えたときに、今は妊婦健康診査の助成券のほうだけをお出ししておりますが、今後4月からは産婦健診の赤ちゃんを出産されてからの健診の受診券と一緒にお渡しができるようになります。県内のほうで妊娠中からかかっているお医者さんのほうで御出産された後に、2週間後、それから1か月後、健診を受けていただいて、そのときにその券を使って受けていただくものとなっております。以上です。

副委員長（岡本隆子君）

それは大変ありがたい制度だと思うんですが、それで町のほうもこういった産後にも力を入れていくということなんですが、相談体制として、ここに産後の初期段階における妊婦に対する支援の強化ということで、町としてそういった医院と連携といいますか、町として具体的に支援するというのは、相談に来なさいという体制なのか、出向く体制なのか、その辺りのことをちょっと教えてください。

福祉課保健予防係長（秋田弥生君）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、健診の中で病院のほうで何かお母さんとか赤ちゃんがちょっと心配だということがあれば、直接病院のほうから保健センターのほうへ御連絡をいただきますと、こちらのほうからまずは最初にアポを取らせていただいて、赤ちゃんの御様子とかお母さんの御様子とかをお聞きした上で、御希望に応じてなんです、こちらに来ていただいたりとか、出向くことも両方を想定して、その後の支援につなげていきたいというふうに考えております。

副委員長（岡本隆子君）

産後、実家のほうへ帰られるとか、いろいろあると思うので、その辺のところで漏れないようにやっていただけたらと思っていますのでお願いします。

それからもう一点ですが、そのすぐ下ですね。スポットビジョンスクリーナー購入事業費ということで、弱視等の目の異常を早期に発見しというのですが、このところを見ていると、うちは購入事業というふうになっていますが、レンタルというところもあるみたいですし、3歳児ということなんです、1歳半健診でやっているところもあるというふうに聞いたんですが、その辺はどのように検討してこういうふうになったのか教えてください。

福祉課保健予防係長（秋田弥生君）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

このスポットビジョンスクリーナー購入事業につきましては、令和元年度からだと思っんですけれども、県のモデル事業ということでまず事業が始まりまして、それに手を挙げさせていただいて、最初は県が購入した器械を借りまして、3歳児健診のときに目の検査をしまして、まず最初、可茂管内でしたので、御嵩町ともう一つの市町村ということで2か所だったんですが、次年度、令和3年度、可茂管内で使いたいという市町村が増えてきたというところがございます。レンタルも考えましたが、購入をということで購入をして、この事業を継続してやっていくということで御了解いただきまして、そのように進めていくということでございます。

副委員長（岡本隆子君）

この事業は、もうずうっとやっていくということによろしいでしょうか。

福祉課保健予防係長（秋田弥生君）

はい、おっしゃるとおりでございます。

委員長（安藤雅子君）

ほかに。

委員（福井俊雄君）

主要施策の 23 ページ、障害者基幹相談支援センター事業、これは御嵩町社会福祉協議会の

1年間のあれだと思えるんですけども、相談件数はどれくらいあったのかということと、主な相談内容はどういうことがあったかということをお聞かせください。

福祉課社会福祉係長（瀨瀬泰浩君）

相談件数に関しましては、年度末に報告をいただくことになっておりますので、現状ではまだ把握しておりません。4月の頭には報告をいただく形になっております。

それから、どのような相談があったかということで、こちらについては非常に様々なものがあるんですが、町のほうと合同で動くようなものについては、例えば障害者虐待の件ですとか、成年後見が必要な状態の方の相談ですとか、あとは障害だけではなく生活困窮ですとか、複合的な課題を抱えている方からの相談などが主なものとして私たちのほうにも共有をされておるものです。

委員（谷口鈴男君）

主要施策24ページが一番下、予算書64ページになりますが、これは中児童館の建設実施設計、それから積算業務ということで上がっておるんですけども、これは単独で造られる形になるのか、中保育所を併合した建物になるのか、これどういう構想なんですか。基本的にちょっと教えてほしいんですが。

福祉課児童福祉係長（荻曾弘太郎君）

御質問にお答えします。

中児童館につきましては、公設民営ということで、町が建てて民間で運営していただく。中保育園に対しましては、民設民営というところで、民間が建てて民間で運営していただくという形になりますので、建設については、それぞれ町と民間で建てるということになっております。

ただ、今運営していただく業者さんとの協議を進めておまして、今敷地の中のゾーン分けであったり、建物のほうも大分形等が決まってきましたので、その中の敷地の境界の中のフェンスと作るとか作らないとかということであったりとか、建物の入り口のところをどのように連携していくかということをお進めしているところでございます。

委員（谷口鈴男君）

もちろん児童館については、いわゆる公設民営という形、それから保育園については民営と、これは補助金の絡みでそうなおると思うんですが、今の考え方でいきますと、同じ敷地内に建物は別々に構築すると、こういうことですか。

福祉課児童福祉係長（荻曾弘太郎君）

別々という考え方で進めております。

委員（谷口鈴男君）

先々の運営上の問題を考えると、そのほうが効率がいいんですか。一体化したほうが効率がいいんじゃないですか。その辺のところは、これはスタートラインですので、その考え方を確認しておきたいんですが。

町長（渡邊公夫君）

考え方としては、中保育園とできれば行き来ができるような形の配慮をしたい。今、保育園なんかは全国的にあまり遊戯室というのは造らない傾向があるようですので、ちょっと広い部屋が必要だなと思ったら児童館を使う。当然児童館は土曜日、日曜日なんかは使えるような部分もありますので、フェンスなり何なりで保育園のほうには入れない、保育園からの行き来はドア・ツー・ドアでできるようにしていくと。距離はどれぐらいになるか分かりませんが、細かく言えば、その通路を一体誰が負担するのかということですけど、今後の打合せでその辺りは決めていけたらいいなという。

委員おっしゃるように、保育園の建設に関しては、行政のほうから、御嵩町もそうですし、国や県のほうにも出すので、それを続けた形で保育園を新設される方が経営する。もちろん自分のお金も法人のお金も使われます。児童館については、今福祉の関係の補助金はないというふうに聞いています。木造でやることによって、県内木を使うということで補助金が出るというようなこともありますので、できる限り町としては補助が受けられる形のものにしていきたいという気持ちでやっております。

保育園の側も木造でやったらということ誘い水で来ているんですよ。そうとは限らないというふうに返事も二つ返事でもらっているわけではありませんので、これも設計士の設計するほど大いに変わってしまう。色であるとかいろんな部分は調整しながらやっていったほうが違和感なく溶け込んでいくんじゃないのかなと思うものですので、その辺りはこれから設計段階ですり合わせをしていきたいというふうに。

委員長（安藤雅子君）

ほかに質問ありませんか。

副委員長（岡本隆子君）

今の関連なんですが、ちょっと町長に確認なんですが、児童館は県産材を使うということですか。

町長（渡邊公夫君）

そのつもりです。

委員長（安藤雅子君）

ほかに質問は。

委員（高山由行君）

私のほうは、二、三確認だけです。聞き漏らしたかも分かりませんが、説明されたときに。

まず、主要施策の 25 ページの、大沢議員が子宮頸がんのワクチンの話はいつも聞いておられるのであれですが、今年も 10 人分という予算編成をしてあります。確認ですけど、今の国の方針、そして町の方針をどのような形でしていくのか。予算編成したということは、やりたい人はやれよという話ですけど、そのことを少し伺います。

もう一点が、次の 26 ページの最下段の不妊治療の助成事業ですが、国のほうでもおいおい補助金が出るような今の雰囲気ですけど、町単でやっていただいて大変ありがたいですが、本年度の 3 月末までですので、まだ少し時間がありますが、本年度の実績と、一般と特定の実績と傾向、不妊治療がどんどん上がっていくのか、一定を保つような状態なのか、頭打ちで補助を受けるのも今は変わっていないよとか、そこら辺のことをお教えてください、2 点。

福祉課保健予防係長（秋田弥生君）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず 1 点目でございますが、子宮頸がんワクチンの接種に関しましては、昨年に国のほうから少し流れがありまして、接種の対象者に向けて再度周知ということで、個別通知はしないんですけれども、その対象の年齢の方に対して周知を少しさせていただくということで、チラシを配らせていただいております。

その中で、対象の年齢の保護者の方につきまして接種の御相談も問合せもありまして、しっかりとこちらでも説明させていただいた上で、納得されて接種ということでされていらっしゃる方もお見えになりました。

次年度につきましても同じような流れで、御希望の方には接種を受けていただくということで、予算も確保してございます。

2 点目ですが、不妊治療のほうでございます。

今年度の実績のほうですが、特定不妊治療の件数でございますが 5 件で、金額のほうは 48 万 460 円、一般の不妊治療の申請のほうは 2 件で 3 万 5,851 円で、合計で 51 万 6,311 円ということで、今年度はコロナの影響が出産とかということに関して、聞くところによりますと、出産もお母さんだけしか、普通ですと家族の御主人だったり親さんたちが付き添って背中をさすったりとか、そういうことができるんですけど、今年はコロナの影響で出産もお母さん 1 人だけ、退院できるまで誰も会えないという、そういったちょっと孤独といいますか、そういったことで、そういったことも積極的にやっていらっしゃる傾向がないのかなというような認識はしているところでございますが、昨年度までの様子を見ますと、やっぱり徐々に増えつつあって、ますますお子さんをもうけていきたいというふうな考えの皆さんは増えていらっしゃるのかなという認識でおります。以上です。

委員（高山由行君）

ありがとうございます。分かりました。

この12人という考え方ですが、昨年がたしか10人という予算づけやったと思いますが、2人増えた意図というのは、今の人数でいくとまた10人でもいいのかなと、普通に単純に考えるとと思いますが、コロナが明けて補助を受ける人が増える予定をして立てたりとか、2名を充実させたという理由をひとつお聞きしたいです。

福祉課保健予防係長（秋田弥生君）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今年度そういったコロナの影響ということでございますが、国のほうも保険適用にしていくとか、そういった流れがございますので、ますますこういった方がコロナが明ければ増えるのかなということを考えまして、この2件を増やさせていただいております。以上です。

町長（渡邊公夫君）

不妊治療というと、今小学校1年生の中に、人数からいくと大抵10%は、新入学生1年生の10%は何らかの不妊治療を受けて生まれてきたというデータがありますので、これから増えていくことはあっても減っていくことはないんじゃないかと、女性の晩婚化をとってもそうですけど、そういう状況ですので、妊娠しにくい体質になっているというのも事実だと思いますから、令和2年度を参考にした数字というのは、あまり問題にしないほうがいい。令和元年度の数字が伸びていると分析しながら、そうした伸びを見ていかなきゃいけないというふうに思っていますので、ほとんどこの1年は参考にならないと考えていただいてもいいかなと思っていますので、御理解いただきたいと思います。

委員長（安藤雅子君）

ほかによろしいですか。

では、私から1つ、27ページの一番最後です。これも新規でがん患者の医療用補正具として医療用ウィッグが上がってきています。必要とされる方は結構数があるんじゃないかなというふうに予想するんですが、今はこういうのを補助していただく、助成していただけるというので非常にありがたいことなんですけれど、どういう場を使って、どういうふうに周知をかけて利用してもらえるようにしていくのかということをお聞きしたいんですけれど。

福祉課保健予防係長（秋田弥生君）

こちらに関しての周知のほうでございますが、広報ですとかそういったお知らせを通じて制度が始まったことの周知はしていくということで考えております。以上です。

委員長（安藤雅子君）

結局、そういう治療を受けるのに病院に行って、こういう案内を置くみたいなものは考えて

みえるんですか。

福祉課保健予防係長（秋田弥生君）

今、御意見をいただきましたので、そういうこともできるかどうかということで検討をしてみたいと思っております。

福祉課長（小木曾昌文君）

この制度につきましては、御嵩町だけではなく、県が統一してやっていくものであります。当然がん患者に対しては、医療用ウィッグだとか乳房の補正パッドも該当になってくるわけです。なので、そういった病院関係者は当然そういった患者に対してアプローチをされると思いますし、今、係長が申しましたとおり、展開もしていきたいというふうに考えております。以上です。

委員長（安藤雅子君）

ありがとうございます。

ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩といたします。開始は11時から再開します。

午前10時43分 休憩

午前11時00分 再開

委員長（安藤雅子君）

休憩を解いて再開します。

次に、保険長寿課関係について行います。

議案第8号 令和3年度御嵩町一般会計予算について、審査を行います。

補足説明があればお願いします。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

補足説明はありませんので、よろしく願いいたします。

委員長（安藤雅子君）

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

副委員長（岡本隆子君）

事業別の8ページの老人福祉一般経費というところですが、ここの老人福祉一般経費のところでは一番上のサポーター派遣事業委託というのがあるんですが、これはちょっとどういうものか教えてください。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

サポーター派遣事業というものは、要介護認定を受けていない高齢者とかが日常生活上困る、例えば食事とか掃除とか洗濯とかといったようなところをサポーターさんが行ってもらって行ってもらうものです。サポーターさんは社会福祉協議会のヘルパーさんでございます。よろしくをお願いします。

副委員長（岡本隆子君）

この制度は何人ぐらい利用者があるのかということと、それから要介護認定を受けていない人ということで、少し症状が進むといいますか、実際、掃除、洗濯とか日常のいろんなことのヘルパーさんに来てやっていただくということになると、結局介護保険のほうへ移行してしまって、これを使える人というのがとても使いにくいというんですね。そういうことを必要とする人に利用してもらいたいけれども、もう介護保険のほうへ移行してしまうのでという声を実際ケアマネさんから伺うこともあるんですが、まず利用者がどのぐらいあるのかということと、それから利用しづらいといいますかね、そういったことに関してどういうふうにご考慮されるのか教えてください。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

利用者は、今現在は月10名の方が利用されております。今後どうしていくかということですが、令和2年12月の定例会でも安藤委員が一般質問で質問されたと思いますが、総合事業のほうの訪問Bといったところを今後やっていければというふうに思っております。ただ、こちらのほうについて具体的にどうしていくかということは出ておりませんが、シルバーさんのところにヘルパーをつけてというところで訪問Bでやっていこうと思いますが、その訪問Bと同じように高齢者、介護認定を受けない方についてもヘルパーを受けていける、サービスを受けていけるような協議をシルバーさんとしていきたいと思っておりますので、こちらのサポーター派遣事業がなかなか使いにくいところがあるので、その代わりにシルバーさんをお願いするサポーターというか、そういったところに展開していければというふうに思っております。

委員長（安藤雅子君）

ほかにはよろしいですか。

ほかには質問はありませんか。

[挙手する者なし]

じゃあ私から1つ、すみません。

ふらっとハウスとあっと訪夢の指定管理委託なんですが、これは施策の20ページですけれども、これが昨年はコロナの影響でかなり施設も使えませんでしたし、利用者の利用状況というのが変わっていったと思いますが、今年なんかは指定管理者の部分もあるかと思いますが、感染症の対策とか新たな取組みたいなものの工夫というのは、行政としては考えてみえますか。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

事業的などところにつきましては、やっぱり大声を出すとか対面になるといったところは多分、事業的には無理だなというところではございます。新たな工夫というか、生きがい活動支援センターのところにつきましては入り口のところにサーモカメラを設置して、そこで水際対策といたしますか、そういったところでちょっと熱がある方、懸念がある方については入所を遠慮していただいておりますという状況ではございます。まだそのぐらいと言っただけなんですけれども、その水際対策といったところでやらせていただいておりますと、事業につきましては、先ほど言ったようにみんなで集まって長時間おれないといったところもありますし、そういったところでも時間制限等で密にならないようには心がけてはおります。あと先ほど申しましたように、事業につきましてもそういう大声を出すだとか対面になるようなところについては控えさせていただいているという状況ではございます。

副委員長（岡本隆子君）

関連ですけれども、ふらっとハウスとそれからあっと訪夢ですね。利用者がだんだん高齢化して行って少なくなっているということで、コロナ中も一、二度顔を見に行ったことがあるんですが、昨年も予算のときにここまでとはいう想像はできなかったもので、そのときにちょっとやり方を変えて、もうちょっといろんな人が集まりやすいようにという、利用者の幅を広げるということを言ってみえたと思うんですが、今年度もいろいろ制約はあるんですが、やり方としてはそういうことを考えていらっしゃるということですか。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

こちらは後でまた介護予防事業のほうのところでもあるんですけれども、今回、介護予防事業委託について減額をさせていただいております。介護保険特別会計のほうから。そちらにつきましては、今まで公民館とかいったところでいきいき体操教室といったところをやっておったかと思うんですけれども、その体操だけに特化することなくいろんな介護予防ができないかなということで、ウォーキング教室とかそういったところをあっと訪夢、ふらっとハウスといったところでもやれないかといったところで、場所をあっと、ふらっとを利用しながらの介護予防事業といったところは考えてはおります。

委員長（安藤雅子君）

ほかに質問ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで議案第8号 令和3年度御嵩町一般会計予算のうち、民生文教常任委員会所管部分について全て審査が終了しました。

ここで暫時休憩とします。

午前11時08分 休憩

午前11時09分 再開

委員長（安藤雅子君）

休憩を解いて再開します。

これより議案第8号 令和3年度御嵩町一般会計予算のうち、民生文教常任委員会所管部分について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号 令和3年度御嵩町一般会計予算のうち、民生文教常任委員会所管部分について、採決を行います。

本案について賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

賛成全員であります。したがって、議案第8号は可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第9号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、審査を行います。

補足説明があればお願いします。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

補足説明ございませんので、よろしく願いいたします。

委員長（安藤雅子君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

では、すみません、私のほうから1つ。

主要政策の43ページが一番上の枠ですけれども、疾病予防事業、健康診断料助成で466万7,000円がついております。これはこの3月の補正で77万4,000円を落としていますが、昨年並みの予算を今回もつけてあるわけです。令和2年はコロナの影響で受診者が減少したのかもしれないというふうに考えますが、これからどのようにPRをして受診を増やしていくかという辺りを少しお聞かせください。

保険長寿課国保年金係長（福田康孝君）

人間ドックの助成につきまして、令和2年度は、おっしゃるとおり新型コロナの影響で受診が減りましたので減額補正のほうをさせていただきました。令和3年は例年どおり計上しておりまして、そちらの周知・広報につきましては今でも掲載はしているんですけど、町ホームページにて広報しております。また、令和3年の「ほっとみたけ」5月号に特定健診の受診勧奨と一緒に、併せて人間ドックについて周知・広報していく予定であります。以上です。

委員長（安藤雅子君）

ありがとうございました。

実は、この健診に関しては、AIを取り入れた勧奨を進めることでかなり町の受診率が上がってきているというところがあるので、このAIによる勧奨みたいなものをもうちょっと特定健診だけではなくほかのところでも利用していったらどうかというふうに考えるんですが、この健康診断の助成のところでは使うという予定はないですか。

保険長寿課国保年金係長（福田康孝君）

AIによる受診勧奨は年に2回行っておりまして、そちらについては特定健診の集団健診と個別健診について勧奨するものではありませんが、業者と打合せしまして、スペースに余裕があれば人間ドックに関しても制度もありますということで周知・広報できるように調整のほうさせていただきます。

委員長（安藤雅子君）

ほかにありませんか。

[挙手する者なし]

じゃあ、すみません、もう一つ、じゃあ私のほう。

同じく43ページの特定健康診査等事業のところですけども、特定健診の情報提供事業というのが平成30年から開始しているわけですが、情報提供数というのはどうですかね。どんどん増えてきているのかどんな状況なのかということ。それからもう一つ、生活習慣病予防教室という予算が減っているわけですけど、これは健診後の指導や予防教室というのはとても重要だと考えますけれども、教室数が減るということですか。どういうことになるでしょう。

以上2点です。お願いします。

保険長寿課国保年金係長（福田康孝君）

では、まず1点目、情報提供事業について御回答いたします。

情報提供事業は、特定健診を受けていない方で病院で特定健診に相当するデータをお持ちの方に対して情報の提供をお願いしているものになりまして、令和元年度は62件協力の依頼を送付し、22件情報提供がございました。大体35.48%情報提供いただいたという形になります。

令和2年度につきましては、今までは御嵩町内の医療機関のみだったんですが、令和2年度から可見市の医療機関にも情報提供に御協力いただけるようになりましたので、昨年度の約3倍の182件に協力依頼を送付することができました。まだそちらの結果については役場のほうに届いておりませんので、何件返信があったかというのは来月にならないと分からないことなんですが、3倍情報提供を発送することができたので、昨年度と同じぐらいであれば60件ちょっとぐらいは返ってくるのではないかなということになります。

2点目の御質問の運動教室とか栄養教室の回数が減っているかというところにつきましては、予算編成時点では保健予防事業計画、保健センターが策定するものなんですが、そちらが策定前のため、あくまで見込みという形で令和2年度計上しておりましたけど、令和3年度からは過去の実績回数を基に予算計上することとしましたので減額となっております。金額としては減っておりますが、実際に実施している教室の回数は令和元年度、令和2年度と同じ回数を実施する予定となっております。以上です。

委員長（安藤雅子君）

ありがとうございました。

ほかに質問ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩とします。

午前11時17分 休憩

午前11時18分 再開

委員長（安藤雅子君）

休憩を解いて再開します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、採決を行います。

本案について賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

賛成全員であります。したがって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第10号 令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、審査を行います。

補足説明があればお願いします。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

補足説明はありませんので、よろしく願いいたします。

委員長（安藤雅子君）

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

すみません、私から1つ。

主要施策の44ページですね。健康診査事業のうち歯科訪問健診のところの金額が、結構予算が減っているわけですが、減っている原因は数によるものなのかという、どういう辺りですかということと、先ほどと同じくこれもAIによる勧奨みたいなものは考えてはみえませんかという。この2点で伺います。

保険長寿課国保年金係長（福田康孝君）

訪問口腔健診につきまして、令和2年度当初予算では20件を見込んでおりましたが、令和3年度は10件という形で数量のほうを半分に減らせていただきました。

こちらにつきましては、昨年度は1件の実績しかございませんでしたので、過剰な予算計上につながるということで令和3年度は半分に減らしております。今年度につきましては1件申込みはあったんですけど、実施する前に御本人が亡くなられましたので、令和3年度は実績としてはゼロとなっております。

こちら、2点目についての周知・広報についてなんですが、こちらにつきましては、ケアマ

ネジャーからあらかじめ申請をいただいて歯科医との調整をして実施していくものにはなりませんので、ケアマネジャーからの依頼がないとこちらにつきましても動いていかない事業となっております。ですので、広報紙等による住民への周知ということではなく、ケアマネジャーに対しての事業についての周知・広報のほうを行っておりますので、A Iによる受診勧奨といった広報活動は行わない見込みとなっております。以上です。

委員長（安藤雅子君）

ありがとうございました。

ほかにありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩とします。

午前 11 時 21 分 休憩

午前 11 時 22 分 再開

委員長（安藤雅子君）

休憩を解いて再開します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

これで討論を終わります。

これより議案第 10 号 令和 3 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、採決を行います。

本案について賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

賛成全員です。したがって、議案第 10 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第 11 号 令和 3 年度御嵩町介護保険特別会計予算について、審査を行います。

補足説明があればお願いします。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

介護保険特別会計につきましては補足説明がございますので、予算書の 173 ページから御覧ください。

予算書 173 ページから 174 ページにかけての person 費の關係になります。現在、御嵩町地域包括支援センターの主任ケアマネジャーを社会福祉法人の慈恵会から出向させていただいておりますが、慈恵会のほうから継続は困難との話が年度当初にありました。いろいろと長期にわたり協議をしてきて、次年度からは社会福祉法人協同会、春里苑になります。春里苑さんの職員交流ということで、協同会から主任ケアマネジャー、御嵩町のほうからケアマネジャーをそれぞれ派遣することとなりました。

なお、person 費につきましては派遣元がそれぞれ負担することになりまして、person 費の差額についてを負担金として町が協同会のほうにお支払いさせていただきます。それに伴いまして、予算書 173 ページから 174 ページの包括支援事業・任意事業費の person 費が増、175 ページになります。節 18 負担金の 2 段目、職員出向負担金が令和 2 年度から減額となっております。よろしくお願いをいたします。

委員長（安藤雅子君）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

委員（福井俊雄君）

予算書の 163 ページの介護保険料ですけれども、そこに全部で 3 億 9,429 万 7,000 円ということを出ているんですけれども、令和 2 年度は 3 億 8,883 万 3,000 円で、その前の年を見たんですけれど 3 億 9,741 万 9,000 円で令和元年度から 2 年度は 858 万 6,000 円も減っているんです。これどういうことかなということ、今年はまだ 3 億 9,429 万 7,000 円で 546 万 4,000 円増えているんですけれど、これコロナの影響があったのか、今年の令和 3 年度の話ね。コロナの影響で増えているのか、介護保険料が新しく改定されるので増えているのかどっちなのかということをお聞きすると、令和 2 年度、これだけ 858 万 6,000 円減っているんですけれども、決算額をずっと見ていると平成 30 年度も令和元年度のも予算よりも決算のほうが増えているんですけれども、もし分かるなら令和 2 年度決算額の見込みを教えてください。以上です。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

令和 2 年度のちょっとすみません、保険料の決算の見込みにつきましては、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので申し訳ございません。

なお、令和元年度から令和 2 年度に保険料が下がった理由としましては、令和 2 年度につきましては、第 1 段階から第 3 段階の保険料の段階があるんですが、そちらの軽減率に変更になったことにより、令和元年度から令和 2 年度は減っております。令和 3 年度につきましては、介護保険の事業計画の見直しにより基準保険料が上がったことによりまして、令和 2 年度から

令和3年度は増額となっております。よろしくお願いいたします。

委員（福井俊雄君）

コロナは全然関係ないということですか。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

すみません。説明が不足しておりました。

令和3年度の保険料につきましては、通常、予算時期にはその年の11月1日時点の保険料段階の人数によって計算をさせていただいておりますが、コロナの影響を今回は考慮しまして、高い段階の方については人数を下げ、第1段階から第3段階の方については人数を上げた状態で試算をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

委員長（安藤雅子君）

よろしかったですか。

ほかには。

副委員長（岡本隆子君）

予算書の介護保険事業の175ページの一番上ですが、ここに生活支援コーディネーター事業委託料が上がっておりますが、生活支援コーディネーターはこれで3年目ぐらいですかね。この事業の今どういう状況であるかというのをちょっと教えてください。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

令和2年度につきましては、コロナの影響によりまして各地域への訪問というかお宝探しというところには行けていない状況ではございます。生活支援コーディネーターと一応うちのほうといろいろと打合せをしながら、今年度はちょっと不用なマスクの回収をして布マスク作りといったところを地域の人たちとやれないかといったところで、閉じ籠もり防止や生きがいや社会とのつながりをできないかと、そういったところをボランティアさんを通じて生活支援コーディネーターの指導の下、事業を行っております。

あとボランティア、ちょこっと支え合い活動サポーターといったものがございますが、そちらの定例会にて生活支援コーディネーター等の意見等を述べさせていただいたり、生活支援コーディネーター独自としてはボランティア交流会、リモートによる研修会といったところで知識を蓄えておる状況ではございます。

あとは、今年度につきましては、令和元年度にできなかった地域のお宝につきまして、活動の成果をまとめたリーフレットを今年度作成しようとしておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（安藤雅子君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

じゃあ、すみません、私から1点。

主要施策の46ページ、47ページですが、買い物リハビリテーション事業というのが介護予防・生活支援サービス事業のほうでも上がっており、介護予防事業のほうでも同じ項目で買い物リハビリテーション事業としても上がっております。これ、違いはどんなところにあるのかということの説明していただけますでしょうか。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

介護予防・生活支援、日常生活支援、総合事業における介護リハビリテーション事業につきましては、令和2年度は週1回ではございましたが、令和3年度はまた週2回できないかといったところで増額をしております。

介護予防事業のほうの買い物リハビリテーション事業につきましては、総合事業のほうはどうしても要件というところが出てくるのでこちらから募集するという形にはならないんですけれども、介護予防事業ということでそういった買物と買物支援がなかなか受けられない方と運動をといったところを、個人から立候補というか手を挙げていただいて事業ができればというところがございます。

やり方といたしましては、筋力トレーニング教室と同じように、まず最初に専門職による教室に通っていただいて、それを終えたら卒業生ということでフォローアップということになって参加していただくといったところを考えております。

なお、フォローアップにつきましては送迎はございませんので、どうしてもここにつきましては自身でのラスパへ行っていただくということになりますけれども、そういった方につきまして介護予防事業で新たに介護リハビリテーション事業をできればということで計上させていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長（安藤雅子君）

すみません。そうしますと、介護予防・生活支援サービス事業のほうは、介護認定を受けて要支援の認定を受けている方。介護予防事業のほうは、要支援の認定を受けていない方も受けられるという理解ですか。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

説明不足で申し訳ありませんでした。

介護予防・生活支援サービス事業については、要支援1、要支援2、事業対象者の方につきまして。介護予防事業につきましては、要介護認定を受けていない方を対象に事業をできればと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長（安藤雅子君）

ほかに質問はありませんか。

委員（谷口鈴男君）

予算書の163ページの最初のところの一番上の介護保険料の令和3年度については、特別徴収分、それから普通徴収分を含めて約550万円ぐらい増額という見込みを立てておられますけれども、これはいわゆる該当する人間が増えておるのか、それとも今度、保険条例の改正に伴う議案が出てきておりますが、実質的に保険料を値上げすることによってこういう額が出てきておるのか。これどっちなんですか、要因が。

保険長寿課介護保険係長（福井章隆君）

それでは、谷口委員の質問にお答えさせていただきます。

先日、全員協議会のほうで3年に1度の介護保険事業計画のほうを説明させていただきましたけれども、そこで3年に1度、保険料の改定がございます。そこで介護保険の月額金額のほうを算定させていただきますと、これは厚生労働省の見える化システムを使いまして3年間の総事業費から月額1人当たりの必要経費を算出するんですけども、それによりますと、第7期の基準額に比べますと6,640円ということで800円ほど上がっております。あとその金額が基になるんですけども、あとは所得の段階ごとの人数を11月現在の人数で計算をさせていただくと。あとは、課長も先ほど申し上げましたけれども、コロナの影響がありましたので、高い段階の方は少し低所得者のほうへ移行したりという調整をさせていただいた金額がこちらの金額となっておりますので、よろしく願いいたします。

委員（谷口鈴男君）

これは保険条例の一部改正のときにまた議論しなきゃいけないかなと思うんですが、前、全協で説明を受けておるのは、平成30年度の税制改正の個人課税の見直しを基準にして、そこから公的年金、いわゆる給与所得の控除、公的年金控除、それぞれ12万円減額と。これを一つの根拠にして今回の令和3年度から令和5年度までの保険料の算定について考えた中でこれだけ今回は値上げしますよという説明になるけれども、実質、これは俺、意味がよう分らないのは、例えば給与所得控除、公的年金控除、こういうものがそれぞれ控除額が減額されることによってどういう影響を受けているのか。それは、いわゆる保険料を増額する要因になるのかどうか。その辺を説明というのは、実は我々、全然分らないと。住民の方も全然分らない。ただ盲目的に我々は条例改正をして、その条例改正に基づいた算定の財源措置を承認していくということはできないというよりも、住民に対して決まりだという説明ができない。できないし、実質的に今回こういう約550万円からのいわゆる保険料の増収が見込まれるその根拠というのは、どうやって説明したらいいか分らない。その辺、どう思う。あんたに聞いてもこれ分らないと思うけど。制度的な問題だから。

保険長寿課介護保険係長（福井章隆君）

この前の条例の説明の中でありましたけれども、給与所得控除、年金所得控除ありますけれども、10万円それぞれ減額をされるわけなんですけれども、国のほうからの指針の中で、そうすると介護保険料というのは所得を基に計算するものだもんですから、そうすると10万円引けないもんですから、そういったことだと不具合ということで、そういった方には10万円追加で控除するという指針がございます。ですので、基本的には今年度と所得が同じであれば変わらないということではあります。

そういった段階ごとに、例えばぎりぎりの所得段階ですかね、1段階とか2段階とか3段階とかありますけれども、ぎりぎりの方の場合は多少増減があるかもしれませんが、基本的には所得控除の10万円の差引分を10万円上乗せで引けるということで調整の指針がございますので介護保険料については変わりませんけれども、先ほども言いましたけれども、そもそも今後3年間で総事業費が増えていく中で、月額基準料ですね、金額を決定しないといけないということでございますので、それを基に計算すると基準額が出まして、それを基に算出をさせていただいたということでございます。当然、委員おっしゃるように条例のその控除の関係も踏まえて計算はしております。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

まずもってなんですけど、今回の介護保険料の5,800円から6,640円の改定というのは、年金とか給与からの10万円の控除があったからその分をとということではなくて、全協でも御説明させていただいておりますが、令和3年度から令和5年度までの介護給付費と地域支援事業費でどれぐらいかかるかといったところから、今後保険料としてどれだけ要するかといったところを算定させていただいておりますので、介護保険料改定の理由というのはその10万円の控除というわけではないです。あくまでも今後3年間の事業費から見込んだ保険料となっておりますので、よろしく願いをいたします。そちらにつきましては来年度、令和3年5月の広報にて介護保険事業計画が変わりましたよといったところでまた広報は載せさせていただいたりしますし、仮算定の通知書発送の時点にもそのような御説明はさせていただきたいと思っております。

あと10万円の控除がどれくらいということではございますけれども、条例改正のときに御説明させていただきましたが、給与所得、年金所得の10万円の控除があった方につきましては、そちらで出た所得の計算から10万円引いた形で介護保険料を計算しますよといったところが特例となっておりますので、そういったところで10万円の控除につきましては、10万円控除があったから保険料が上がるというふうには直結はしていかないというふうには思っておりますので、よろしく願いをいたします。

委員（谷口鈴男君）

その説明よく分かります。その考え方でいくと、例えばこの所得控除を含めていわゆる所得段階が、低所得者を中心にして所得段階が低減される大きな要因になるかどうか。その点だけ。所得段階が、例えば10万円控除によってかなり違ってくるのか。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

介護保険料につきましては、第1段階から第3段階につきましては所得税の増税もあったことから今も軽減がかかっております。そちらにつきましては、通常の割合よりも下がった状態で第1段階から第3段階を試算させていただいておりますので、その分減額にはなっております。

あと、10万円が控除かというところではございますが、こちら第1段階から第3段階ではございませんが、第6段階、第8段階につきましては所得の幅のところ10万円逆に増額をして今までかからなかったようになってはおりますので、そちらの行為はしております。よろしく申し上げます。

委員（谷口鈴男君）

ただ、言いたいことは、見直しがいわゆる3年、3年の制度設計をやったときに必ず値上げにつながってくる。それだけいわゆる介護保険を使われる方が年々多くなっている。これは仕方ないかなと思うけれども、これは逆に言えば住民負担が年々強くなっている。そういうところを、ちょっと介護保険制度の制度設計を見直すのか介護認定を逆に難しくするのか、本当に逆に言うとエンドレスになりますので、こういう保険制度というのは国民にとってはあまりよくない。住民にとっては非常にあしきものであるというふうな考え方に徐々につながっていく可能性があるので、ちょっとその辺のところを慎重に対応していただければありがたいというふうに思っております。以上です。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

ありがとうございます。

そちらにつきましては介護保険でいう2025年問題というところで、団塊の世代の方が75歳に到達するということでもかなり人数が、給付費が伸びるであろうと見込まれております。そうならないためにも介護予防事業のほうを、今回もちょっと増額をさせていただいておりますが、介護認定になる方が少なくなるように、また今の認定を継続、維持できるようなところで介護予防事業というところを進めていきたいと思っておりますので、また議員の皆様には御協力をいただければと思います。よろしくお願いたします。

委員長（安藤雅子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩とします。

午前 11 時 46 分 休憩

午前 11 時 47 分 再開

委員長（安藤雅子君）

休憩を解いて再開します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 11 号 令和 3 年度御嵩町介護保険特別会計予算について、採決を行います。

本案について賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

賛成全員であります。したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

本日審査をしていただきました議案第 8 号 令和 3 年度御嵩町一般会計予算については、民生文教常任委員会所管部分を審査結果報告書として少数意見を含め、私、委員長が取りまとめ、作成し、総務建設産業常任委員会委員長に提出いたしますので、お願いいたします。

また、そのほかの案件については、同様に審査結果報告書を作成し、こちらは議長に提出いたしますので、お願いします。

これをもって、民生文教常任委員会を閉会します。御苦労さまでした。

午前 11 時 48 分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会議録署名者

民生文教常任委員長